

計画策定の趣旨について

1. 計画策定の趣旨・背景

平成26年、我が国は「障害者権利条約」の批准締結を行いました。これに先立ち、国は条約締結に必要な国内法の整備をはじめとする、障がい者にかかる制度の集中的な改革に取り組む中で、平成23年には「障害者基本法」の改正、平成24年には障害者自立支援法に代わる「障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）」の制定を行いました。

障がい者の人権に関しては、平成23年の「障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）」に続き、平成25年には改正障害者基本法第4条の「差別の禁止」の基本原則を具体化し、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）」が制定されました。

その後も障がい者に係る法律・制度の改正が進められていく中で、平成30年に「第4次障害者基本計画」が策定され、ノーマライゼーションの理念の下で、障がい者の社会への参加・参画に向けた施策の一層の推進を図るための施策が展開されています。

また、「第4次障害者基本計画」では、平成30年に一部改正された「社会福祉法」における「地域共生社会」という考え方の下で、障がいの有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」を目指していくことが方針として掲げられています。

また、近年では地震や台風といった自然災害による被害に加え、新型コロナウイルスをはじめとした病気・感染症等への迅速な対応が求められています。障がい福祉分野においても、障がい者の安心・安全の確保や、保健衛生に関わる制度・環境の整備が必要となります。

瑞穂市（以下「本市」）では、「障害者計画」や「障害福祉計画」の策定を通じて、障がい福祉の推進を図ってまいりました。そして、平成30年には、「第2次瑞穂市障害者計画」と、「第5期瑞穂市障害福祉計画」と「第1期瑞穂市障害児福祉計画」を一体のものとして「第1期瑞穂市障がい者総合支援プラン」を策定しました。

この度、「第1期瑞穂市障がい者総合支援プラン」の計画期間が、令和2年度をもって終了することから、目まぐるしく変化する障がい者施策に適宜対応しながら、計画の理念である【心がかよい、ともに暮らせるやさしいまちをめざして】のもとで、次期計画である「第2期瑞穂市障がい者総合支援プラン」を策定し、多様な分野にわたる障がい福祉施策を総合的・計画的に推進していきます。

2. 関連法等にかかる年表

年	内容
昭和 45 年	心身障害者障害者対策基本法 公布
平成 5 年	心身障害者障害者対策基本法を改正し、障害者基本法に改題
平成 16 年	障害者基本法 改正
平成 19 年	重点施策実施 5 か年計画（後期分） 策定
平成 20 年	障害者雇用促進法 公布
平成 23 年	障害者基本法 改正
平成 24 年	障害者優先調達推進法 成立
	障害者虐待防止法 施行
平成 25 年	障害者差別解消法 成立
	障害者総合支援法 施行（一部、平成 26 年に施行）
	成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律 制定、施行
	障害者雇用促進法 一部改正
平成 26 年	障害者の権利に関する条約（障害者権利条約） 批准
	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律 施行（一部、平成 28 年に施行）
平成 27 年	難病の患者に対する医療等に関する法律 施行
平成 28 年	障害者差別解消法 施行
	障害者総合支援法 一部改正
	児童福祉法 一部改正
平成 30 年	第 4 次障害者基本計画 策定
	障害者総合支援法 改正
	児童福祉法 改正
	社会福祉法 一部改正

3. 計画の位置付け

(1) 計画の性格

「障害者計画」は、本市の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であり、市民、関係機関・団体、事業者、市が、それぞれに活動を行うための指針となります。

「障害福祉計画・障害児福祉計画」は、障がい福祉施策を円滑に実施するために、目標年度である令和5年度の障がい者福祉の方向性を見据えたサービス量等の目標を設定し、その確保のための方策を定める計画となります。

(2) 根拠法令

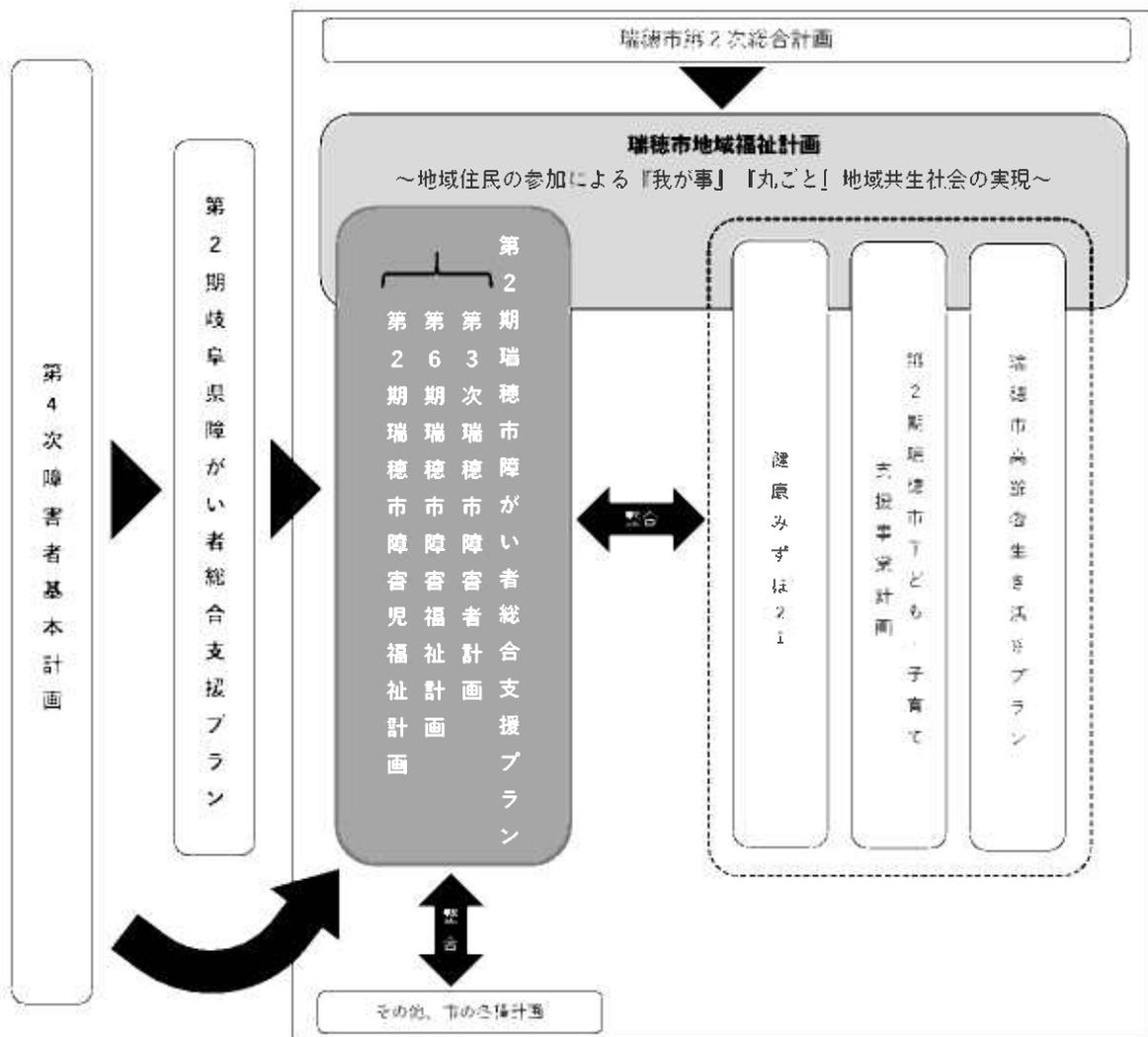
「第2期瑞穂市障がい者総合支援プラン」(以下、「本プラン」)は、法定計画である障害者基本法第11条に基づく「市町村障害者計画」、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条に基づく「市町村障害児福祉計画」の3計画を一体の計画として策定します。

○障害者計画・障害福祉計画について

項目	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
根拠法令	障害者基本法 (第11条第3項)	障害者総合支援法 (第88条第1項)	児童福祉法 (第33条の2及び第33条の2)
計画期間	中長期 (おおむね5～10年程度)	短期(3年)	短期(3年)
基本的な考え方	国の障害者基本計画(第4次計画 平成30年度～令和4年度)の内容と、本市の現行計画(平成30年度～令和2年度)の進捗状況を踏まえ、見直し。	国の基本指針の見直しの内容をはじめ、関係する指針や調査結果を踏まえるとともに、第5期(平成30年度～令和2年度)計画に盛り込んだ目標及び基盤整備の進捗状況を点検・評価し、その進み具合に応じた必要な見直し。	障がいを持つ児童の健全な育成のための発達支援に向けたサービス提供体制の計画的な構築と、第1期(平成30年度～令和2年度)計画に盛り込んだ目標及び基盤整備の進捗状況を点検・評価し、その進み具合に応じた必要な見直し。

(3) 関連計画

本計画は、市の最上位計画である「瑞穂市第2次総合計画」の部門別計画として位置づけられ、「瑞穂市地域福祉計画」、「瑞穂市高齢者生き生きプラン」、「第2期瑞穂市子ども・子育て支援事業計画」、「健康みずほ21」等、本市が策定した各種関連計画との整合・連携を図るとともに、国及び県が策定した上位計画・関連計画も踏まえつつ、本市における障がい者施策を総合的かつ計画的に推進していきます。



4. 計画の期間

「第2期瑞穂市障がい者総合支援プラン」は、令和3年度から令和5年度までの3年間の計画期間とします。

H30年度 (2018年度)	R1年度 (2019年度)	R2年度 (2020年度)	R3年度 (2021年度)	R4年度 (2022年度)	R5年度 (2023年度)	R6年度 (2024年度)	R7年度 (2025年度)	R8年度 (2026年度)
第1期瑞穂市障害者 総合支援プラン			第2期瑞穂市障害者 総合支援プラン			次期計画		

5. 計画の対象

本プランは、福祉のみならず、保健・医療、教育・保育、雇用・就業、スポーツ・文化芸術、防災・まちづくり、市民協働など、障がい者施策全般についての計画であり、障がいのある人もない人も分け隔てなく共に生きる社会の実現を目指すためには、あらゆる市民の理解と協力が必要であることから、全市民を計画の対象とします。

また、本プランにおける「障がい者」とは、手帳の有無に関わらず

- ・身体に障がいがある者【18歳以上】
- ・知的障がいがある者【18歳以上】
- ・精神に障がいがある者【18歳以上】
(発達障がいがある者、高次脳機能障がいがある者を含み、知的障がいがある者を除く。)
- ・難病等がある者【18歳以上】

を指し、また「障がい児」とは、

- ・身体に障がいがある児童【18歳未満】
- ・知的障がいがある児童【18歳未満】
- ・精神に障がいがある児童【18歳未満】
(発達障がいがある児童、高次脳機能障がいがある児童を含み、知的障がいがある児童を除く。)
- ・難病等がある児童【18歳未満】

を指します。

6. 計画の策定体制

(1) 計画策定の体制

障がい福祉に関する団体・障害者施設事業者・関係機関の代表者、及び学識経験者等から意見を聞く「瑞穂市障害者計画等策定委員会」を開催し、計画策定の協議・検討等を行いました。

(2) 計画策定への市民参加

本計画の策定にあたって、障がい者等のニーズや生活状況等を把握するため、障害者手帳所持者及びそのご家族、関係団体へのヒアリング調査を実施しました。